

令和6年度 近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第3回）
国営事業再評価議事概要

- 1 日 時：令和6年7月4日（木）15:30～16:05
- 2 場 所：ハートピア京都第5会議室
- 3 対象地区：国営総合農地防災事業 和歌山平野地区
- 4 出席委員：藤原 正幸 京都大学大学院農学研究科教授
久野 秀二 京都大学大学院経済学研究科教授
岩間 憲治 滋賀県立大学環境科学部准教授
川村 幸子 京都府生活協同組合連合会理事
古谷 千絵 ジャーナリスト

5 審議内容

（1）再評価地区別評価結果（案）について

【国営総合農地防災事業 和歌山平野地区】

（委員）

第1回及び第2回の技術検討会で各委員から出された、地区別評価結果書（案）に対する意見への回答、関係団体への意見聴取結果、それらを踏まえた更新状況について審議を行い、「技術検討会の意見」の取りまとめを行う。

（委員）

農地転用を抑制する場合の特別徴収金や転用決済金はどの程度の負担を求めることができるのか。転用利益が遥かに大きい場合、抑制効果が少ないのではないか。

（農政局）

特別徴収金は、一般的に転用する農地に投資された当該事業の国費、県費及び市町村費を返還させるものであり、受益面積の割合に係数をかけて算出するため、事業費が高い程、徴収する額も高くなる。

（委員）

農地転用を抑制する方策について、理解した。本事業の必要性、継続の必要性について十分に認識した上で意見を述べる。土地改良事業は受益農業者からの申請、同意があった上で行われるが、本事業では事業着手後、10年経たないうちに、受益面積の6%以上の農地が転用された結果、事業計画を変更しなければならない状況となっている。これについて、一般の者からすれば理解しがたい。様々な原因があると思うが、今後は他地区でも同様のことが発生する可能性があると考えられるため、根本的な対応策を検討いただきたい。

(農政局)

受益農業者も事業の必要性は十分に認識しているが、やむをえない個々の事情で農地転用している実態はある。本来であれば、農地を農地として維持させることが重要なことであり、その役割を農業委員会や農地中間管理機構が担っている。その中で、本事業の実施を担っている事業所としても各市の農業委員会に対して、事業の必要性と農地が転用されるデメリットを啓発してまいりたい。

(2) 技術検討会の意見について

本地域は、紀の川の中流、下流部に位置しており、温暖な気候を活かし、昔から食料供給基地としての重要な役割を担っている地域である。現在においても水稻を中心として野菜、果樹等を組み合わせた複合経営、温州みかん、桃等の果樹専作など多様な農業経営が年間を通じて展開されている。また、地区内には全国でも有数の売り上げを誇る大規模な農産物直売所があり、都市住民を含め、多くの消費者が訪れ、農産物を購入している。

本地区の農業の歴史は古く、県営かんがい排水事業等により排水機、農業用排水路等が整備され営農が行われてきたものの、大阪方面への通勤が可能な地域にあることなどから、農地から宅地等への転用が進展し、都市化が急速に進んでいる。このため、降雨時にこれら施設への流出量が増加しており、農業用排水施設の排水機能が相対的に低下し、農地等の湛水被害が生じている。

このため、本事業は、地域の排水機、農業用排水路等の農業用排水施設を整備するため、平成26年に着手されたものである。現在まで、一部の排水機、農業用排水路、洪水調整池が整備されており、整備済みの施設の周辺地域では大雨時の湛水被害が軽減されるなど事業効果が発現している。また、果樹生産地の農家からは、農業従事者の湛水被害に対する不安が払拭され、営農が安定し、新規就農者や後継者も一定数定着したとの声がある。

関係団体からは、すでに整備を完了した農業用排水施設により、湛水被害が軽減された地域もあることから、本事業の効果を強く実感しているとの意見が提出されるとともに、事業の継続、事業効果の早期発現及び事業の早期完了が望まれている。

以上を踏まえ、引き続き関係団体等と連携を図りつつ事業の実施と事業計画の見直しを計画的に進め、事業の早期完了、早期の事業効果の発現に取り組むことが必要である。また、事業の実施にあたっては、引き続き事業コストの縮減、環境との調和への配慮等に努める必要がある。これらにより、円滑に事業が推進され、本事業の目的である本地域の農業生産の維持及び農業経営の安定が図られることを期待したい。

以 上。